

# 第 1 税 制

# 1 平成29年度の税制改正

(年度改正)

現下の経済情勢等を踏まえ、我が国経済の成長力の底上げなどの観点から、次のとおり地方税制の改正が行われた。

税 目	項 目	改 正 概 要	関 係 条 文	
個人の県民税	特例措置の延長等	<p>次の措置を講ずることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、その適用期限を3年延長</li> <li>2 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用停止措置の期限を平成32年3月31日まで延長</li> <li>3 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、特定非常災害（※1）のため、予定期間（※2）内に租税特別措置法に定める土地等の譲渡に該当することが困難となった場合には、市町村長の承認等の一定の要件の下、その予定期間を2年の範囲内で延長するものとした上、その適用期限を3年延長</li> </ol> <p>※1 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、被害者の行政上の権利利益の保全を図ること等が特に必要と認められる場合に政令により指定された災害</p> <p>※2 土地等の譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間（やむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から政令で定める日までの期間）</p> <p style="text-align: right;">（平成29年4月1日施行）</p>	<p>法附6</p> <p>法附33の3</p> <p>法附34の2</p>	<p>条附5</p> <p>条附9の3</p> <p>条附10の2</p>
	積立NISAの創設に伴う措置	<p>非課税累積投資契約（※）に基づく非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置（「積立NISA」）の創設に伴い、当該非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する措置を講ずることとした。</p> <p>※ 積立てNISAの適用を受けるために証券会社等と締結する株式投資信託の定期かつ継続的な方法による買付け及びその管理に関する契約</p> <p style="text-align: right;">（平成31年1月1日施行）</p>	<p>法附35の3の2</p>	<p>条附11の6</p>
法人の事業税	確定申告納付の期限の見直し	<p>法人の事業税の確定申告納付の期限について、法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日から3月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、定款等の定めの内容を勘案して3月を超え6月を超えない範囲内において知事が指定する月数の期間内に申告納付することができることとした。</p> <p style="text-align: right;">（平成29年4月1日施行）</p>	<p>法72の25</p>	<p>条44</p>

## 1 平成29年度の

税 目	項 目	改 正 概 要	関 係 条 文	
	中間申告納付に係る特例の創設	災害その他やむを得ない理由により申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、法人の事業税の中間申告納付の期限と確定申告納付の期限とが同一の日となる場合には、中間申告納付を要しないこととした。 (平成29年4月1日施行)	法72の27	条44
不動産取得税	居住用超高層建築物の専用部分の取得に係る補正措置の創設	居住用超高層建築物(※)の部屋等を取得した場合の不動産取得税の計算に用いる専有床面積を、全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して補正する措置を講ずることとした。 ※ 高さが60メートルを超えるタワーマンション (平成30年4月1日施行)	法73の2	条52
	特例措置の延長等	地方税法以外の法律による政策の推進を税制面において支援する特例措置の適用期限の延長等 (一部を除き平成29年4月1日施行)	法附11、11の4	条附7、7の4
自動車取得税	低公害かつ低燃費の自動車(新車に限る。)に係る税率軽減措置の延長等	1 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車(初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率の特例措置(いわゆる「エコカー減税」)について、軽減率及び対象を見直し、適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした。 (平成29年4月1日施行) 2 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい乗用車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率の特例措置(いわゆる「エコカー減税」)について、軽減率及び対象を見直し、適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした。 (平成30年4月1日施行)	法附12の2の2	条附12の2の2
	低公害かつ低燃費の自動車(新車を除く。)に係る課税標準の特例措置の延長等	1 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車(初めて新規登録等を受けるものを除く。)の取得に係る課税標準の特例措置について、対象を見直し、適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした。 (平成29年4月1日施行) 2 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい乗用車(初めて新規登録等を受けるものを除く。)の取得に係る課税標準の特例措置について、対象及び控除額を見直し、適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした。 (平成30年4月1日施行)	法附12の2の4	条附12の2の4
	課税標準の特例措置の延長等	1 バリアフリー性能の優れたバス等で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期	法附12の2の4	条附12の2の4

税 制 改 正 ( 続 き )

税 目	項 目	改 正 概 要	関 係 条 文	
	<p>賦課徴収の特例措置の創設</p> <p>代替自動車の取得に係る特例措置等の延長</p>	<p>限を平成31年3月31日まで延長することとした。</p> <p>2 車両安定性制御装置又は衝突被害軽減ブレーキを備える一定の自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置について、対象を見直した上、適用期限を平成31年3月31日（一部については平成30年10月31日）まで延長することとした。</p> <p>3 車線逸脱警報装置を備える車両総重量が12トンを超える一定のバス等であって初めて新規登録等を受けるものの取得について、その取得が平成31年3月31日までに行為された場合は、取得価額から175万円を控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。</p> <p style="text-align: center;">(平成29年4月1日施行)</p> <p>エコカー減税等の適用を受けた自動車取得税について、自動車製作者等の不正行為に起因して不足額が生じた場合には、その自動車製作者等を不足額が生じた自動車の取得者とみなして、自動車取得税に関する規定を適用すること等の措置を講ずることとした。</p> <p style="text-align: center;">(平成29年4月1日施行)</p> <p>自動車持出困難区域（※）内の自動車について永久抹消登録がなされる前に、代替自動車が取得された場合においては当該代替自動車の取得に対して課する自動車取得税に係る納税義務を免除し、既に徴収金を徴収した場合には当該徴収金を還付する措置について、その適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした。</p> <p style="text-align: center;">※ 東日本大震災（原子力災害）による警戒区域であった区域で、当該区域から自動車を移動させることが困難であるとして総務大臣が指定して公示した区域</p> <p style="text-align: center;">(平成29年4月1日施行)</p>	<p>法附12の205</p> <p>法附52</p>	<p>条附12の205</p> <p>条附23</p>
<p>軽油引取税</p>	<p>課税免除の特例措置の創設</p>	<p>船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が平成30年3月31日までに法律に基づき外国の軍隊等に軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡について、軽油引取税を課さない特例措置を講ずることとした。</p> <p style="text-align: center;">(平成29年4月1日施行)</p>	<p>法附12の207</p>	<p>条附12の4</p>
<p>自動車税</p>	<p>グリーン化特例（軽課）の延長等</p>	<p>排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（新車に限る。）について、取得の翌年度の自動車税の税率を軽減する特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化特例（軽課）」）を2年延長するとともに、その対象を見直すこととした。</p> <p style="text-align: center;">(平成29年4月1日施行)</p>	<p>法附12の3</p>	<p>条附13</p>

4 税 制

1 平成29年度の税制改正（続き）

税 目	項 目	改 正 概 要	関 係 条 文	
	グリーン化特例（重課）の延長	<p>新車新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車について、自動車税の税率を加重する特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化特例（重課）」）を2年延長することとした。</p> <p style="text-align: center;">（平成29年4月1日施行）</p>	法附12の3	条附13
	賦課徴収の特例措置の創設	<p>グリーン化特例（軽課）の適用を受けた自動車に係る自動車税について、自動車製作者等の不正行為に起因して不足額が生じた場合には、その自動車製作者等を不足額が生じた自動車の所有者とみなして自動車税に関する規定を適用すること等の措置を講ずることとした。</p> <p style="text-align: center;">（平成29年4月1日施行）</p>	法附12の4	条附14

(岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例の延長等)

消防団協力事業所(※1)を有する者のうち一定の要件を満たすものに対する事業税の課税の特例(※2)について、その適用期間を2年延長することとした。

※1 消防団活動に協力している事業所として市町村長から表示証の交付を受けたもの

※2 県内の消防団協力事業所において消防団員を1人以上雇用している等一定の要件を満たす法人又は個人が行う事業に対する事業税の税額から当該税額の1/2に相当する額(最大200万円)を控除するもの

(平成30年4月1日施行)

(岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例の延長等)

1 地域再生法に基づく特定業務施設(※)の整備計画について知事の認定を受けた事業者が当該施設の新設又は増設を行った場合における事業税及び不動産取得税の特例について、次の表のとおり見直した上で、その適用期間を2年延長することとした。

※ 調査・企画、情報処理、研究開発、国際事業その他管理業務の部門のために使用される事務所などのいわゆる本社機能を有する施設等(工場を除く。)

税 目	対 象	現 行	改 正 後
不動産取得税	特定業務施設の用に供する家屋又はその敷地の取得	10分の1に軽減	全額免除
事業税	特定業務施設(東京23区から県内へ移転するものに限る。)に係る事業	1年目 2分の1に軽減 2年目 4分の3に軽減 3年目 8分の7に軽減	現行と同じ

2 条例の題名を「岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例」に改めることとした。

(平成30年4月1日施行)

## 2 平成29年度課税標

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘 要
県民税	1 個人 (1) 県内に住所を有する個人 均等割 所得割 (2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、当該事務所、事業所又は家屋敷のある市町村に住所を有しない者 均等割 ○賦課期日 1月1日	1 個人 (1) 均等割 1,500円 ※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(平成23年12月2日法律第118号)の施行に伴い、標準税率の1,000円に500円が加算されている。(平成26年度～平成35年度) (超過課税) 清流の国ぎふ森林・環境税 1,000円 (2) 所得割 100分の4	1 個人 賦課徴収は、市町村が市町村民税と併せて行うため市町村民税の納期に同じ	
	2 法人 (1) 県内に事務所又は事業所を有する法人 均等割 法人税割 (2) 県内に事務所又は事業所を有する公益法人等及び人格のない社団等 ・収益事業を行う場合 均等割 法人税割 ・収益事業を行わない場合 均等割 (一部非課税) (3) 県内に寮等のみを有する法人等 均等割	2 法人 (1) 均等割 ・公共法人 <sup>※1</sup> 及び公益法人等 <sup>※2</sup> のうち、均等割を課することができないもの以外のもの <sup>※3</sup> ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) ・資本金等の額を有しない法人 ・資本金等の額が1千万円以下である法人 年 20,000円 ・資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人 年 50,000円 ・資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人 年 130,000円 ・資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人 年 540,000円 ・資本金等の額が50億円を超える法人 年 800,000円 ※1 法人税法別表第1に規定するものをいう。 ※2 地方税法第24条第5項に規定するものをいう。 ※3 法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。 (超過課税) 清流の国ぎふ森林・環境税 上記の区分に応じて年額2,000円～80,000円 (均等割額の10%相当額) (2) 法人税割 法人税額の100分の3.2 (超過課税) 資本(出資)金の額が1億円超のもの又は課税標準となる法人税額が年1,000万円超(平成8.1.31以前に決算期の到来する法人については400万円超)のものは、法人税額の100分の4	2 法人 申告納付 (1) 確定申告 事業年度の終了の日から2月以内 (2) 中間申告 事業年度の期間が6月を超える法人は当該事業年度開始の日から6月経過後2月以内 (3) 清算法人の申告 ア 各事業年度終了の日から2月以内 イ 残余財産分配の日の前日まで ウ 残余財産確定の日から1月以内	

準、税率、納期一覧

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘要
	3 利子割 県内に所在する金融機関等から支払いを受けるべき利子等の額	3 利子割 支払いを受けるべき利子等の額の100分の5	3 利子割 申告納入 毎月分を翌月10日まで	
	4 配当割 一定の上場株式等の配当等の額	4 配当割 特定配当等の額の100分の5	4 配当割 申告納入 毎月分を翌月10日まで (源泉徴収選択口座内の配当等は翌年1月10日)	
	5 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における特定株式等譲渡所得金額	5 株式等譲渡所得割 特定株式等譲渡所得金額の100分の5	5 株式等譲渡所得割 申告納入 1年分を翌年1月10日まで	
事業税	1 個人 平成28年中における事業の所得及び平成28年1月1日から事業廃止の日までの事業の所得 ○事業主控除額 年 290万円 ○事業専従者控除額 青色 給与として支給した額 白色 次のいずれか低い額 ・配偶者 86万円 その他 50万円 ・事業専従者控除前の事業所得÷(事業専従者数+1)	1 個人 (1) 第1種事業 課税所得金額の100分の5 (2) 第2種事業 課税所得金額の100分の4 (3) 第3種事業 (4)に掲げるものを除く。 課税所得金額の100分の5 (4) 第3種事業のうちあん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師業 課税所得金額の100分の3	1 個人 普通徴収 1期 8月1日～8月31日 2期 11月1日～11月30日 ただし、事業を廃止した場合は知事の定める日	
	2 法人 (1) 電気供給業、ガス供給業及び保険業 各事業年度の収入金額 (2) その他の事業 各事業年度の付加価値額、資本金等の額若しくは所得又は各事業年度の清算所得 <sup>*1</sup> (医療法人が行う社会保険診療に係るものは除外。)	2 法人 (1) 収入金課税法人 収入金額の100分の0.9 (2) 所得課税法人 ア 特別法人 所得のうち 年400万円以下の金額 100分の3.4 年400万円を超える金額及び清算所得 <sup>*1</sup> 100分の4.6 イ 上記以外で資本金又は出資金の額が1億円を超える法人 付加価値額の100分の1.2 資本金等の額の100分の0.5	2 法人 申告納付 (1) 確定申告 事業年度の終了の日から2月以内 (2) 中間申告 事業年度の期間が6月を超える法人は当該事業年度開始の日から6月経過後2月以内 (3) 清算法人の申告 ア 各事業年度終了の日から2月以内 イ 残余財産分配の日の前日まで ウ 残余財産確定の日から1月以内	

## 2 平成29年度課税標

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘 要
	<p>※1 平成22年9月30日以前に解散した法人に限る。</p>	<p>所得のうち 年400万円以下の金額 100分の0.3 年400万円を超え800万円以下の金額 100分の0.5 年800万円を超える金額及び 清算所得<sup>※1</sup> 100分の0.7 ウ その他の法人 所得のうち 年400万円以下の金額 100分の3.4 年400万円を超え800万円以下の金額 100分の5.1 年800万円を超える金額及び 清算所得<sup>※1</sup> 100分の6.7 ただし、(2)のうち3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う資本金又は出資金の額が1000万円以上の法人については、所得・清算所得ともに、特別法人にあつては100分の4.6、資本金又は出資金の額が1億円を超える法人にあつては100分の0.7、その他の法人にあつては100分の6.7 ●平成20年10月1日以後に開始する事業年度（清算予納申告、残余財産分配予納申告及び清算確定申告にあつては、同日以後に解散した場合に限る。）から適用</p>		
<p>(参考) 地方法 人特別 税 (国税)</p>	<p>法人 (1) 法人事業税所得割 (2) 法人事業税収入割</p>	<p>法人 (1) 法人事業税所得課税法人 ア 外形標準課税法人 法人事業税所得割の100分の414.2 イ その他の所得課税法人 法人事業税所得割の100分の43.2 (2) 法人事業税収入金課税法人 法人事業税収入割の100分の43.2 ●平成20年10月1日以後に開始する事業年度（清算予納申告、残余財産分配予納申告及び清算確定申告にあつては、同日以後に解散した場合に限る。）から適用</p>	<p>法人事業税の納付と併せて行う。</p>	

準、税率、納期一覧（続き）

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘 要																				
不動産 取得税	<p>取得時の不動産の価格</p> <p>○新築特例適用住宅取得特例控除 延床面積が50㎡以上240㎡以下（一戸建以外の貸家住宅は40㎡以上240㎡以下）の住宅については、1戸につき1,200万円を価格から控除（当該住宅が認定長期優良住宅である場合は、1戸につき1,300万円を価格から控除（平成21年6月4日から平成30年3月31日までの取得に限る））</p> <p>○既存住宅取得特例控除 既存住宅で一定の要件に該当するものについて以下の額を価格から控除</p> <table border="1" data-bbox="252 1003 549 1339"> <thead> <tr> <th>新築年月日</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭51. 1. 1～</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>昭56. 6. 30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭56. 7. 1～</td> <td>420万円</td> </tr> <tr> <td>昭60. 6. 30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭60. 7. 1～</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>平元. 3. 31</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平元. 4. 1～</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>平 9. 3. 31</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平 9. 4. 1～</td> <td>1,200万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○免税点 土地の取得 10万円未満 家屋の取得（1戸について） 建築分 23万円未満 承継分 12万円未満</p>	新築年月日	控除額	昭51. 1. 1～	350万円	昭56. 6. 30		昭56. 7. 1～	420万円	昭60. 6. 30		昭60. 7. 1～	450万円	平元. 3. 31		平元. 4. 1～	1,000万円	平 9. 3. 31		平 9. 4. 1～	1,200万円	<p>課税標準額の100分の4 ただし、平成15年4月1日から平成30年3月31日までの間の土地及び住宅の取得については100分の3、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間の住宅以外の家屋については100分の3.5、平成20年4月1日以降の住宅以外の家屋については100分の4</p> <p>○土地を取得した日から3年以内に当該土地の上に一定の住宅を新築し、又は当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上に一定の住宅を新築していた場合は、当該土地の取得に対して課する税額から150万円あるいは土地1㎡当たりの価格に住宅の床面積の2倍（200㎡が限度）を乗じた金額のいずれか多い額に税率を乗じて得た額を減額</p>	<p>普通徴収 知事の定める日</p>	
新築年月日	控除額																							
昭51. 1. 1～	350万円																							
昭56. 6. 30																								
昭56. 7. 1～	420万円																							
昭60. 6. 30																								
昭60. 7. 1～	450万円																							
平元. 3. 31																								
平元. 4. 1～	1,000万円																							
平 9. 3. 31																								
平 9. 4. 1～	1,200万円																							

## 2 平成29年度課税標

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘 要																
自動車 取得税	自動車の取得価額 免税点 50万円以下	軽自動車及び営業用自動車 100分の2 自家用自動車 100分の3  ※ 電気自動車、天然ガス車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル乗用車、最新自動車排出ガス規制適合車など一定の低公害車及び低燃費車（最新排出ガス規制値及び燃費基準より、一定以上性能が良い自動車に限る）については非課税や軽減措置を適用。 一定の条件を満たすバリアフリー対応バス・タクシー、先進安全自動車（ASV）について、軽減措置を適用。	申告納付 自動車の新規登録・移転登録の日																	
県たば こ税	卸売販売業者等が県内に所在する営業所を有する小売販売業者又は消費者等に対して売渡し等をした製造たばこの本数	1,000本につき860円 (旧3級品の紙巻きたばこについては、1,000本につき481円)	申告納付 毎月分を翌月末日まで																	
ゴルフ 場利用 税	ゴルフ場の利用に対する利用の日ごとの定額	1人1日につき <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税 率</th> <th>区分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>1,100円</td> <td>4級</td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>950円</td> <td>5級</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>800円</td> <td>6級</td> <td>350円</td> </tr> </tbody> </table> 等級の基準…ホール数、利用料金	区分	税 率	区分	税 率	1級	1,100円	4級	650円	2級	950円	5級	500円	3級	800円	6級	350円	申告納入 毎月分を翌月15日まで	
区分	税 率	区分	税 率																	
1級	1,100円	4級	650円																	
2級	950円	5級	500円																	
3級	800円	6級	350円																	
地方消 費税	(1) 譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額 (2) 貨物割 外国貨物に係る消費税額	消費税額の63分の17 (消費税率換算1.7%)	賦課徴収は、(譲渡割については当分の間)国において、消費税の例により、併せて行うため消費税の納期に同じ																	

準、税率、納期一覧（続き）

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘 要
軽油引取税	<p>1 特約業者又は元売業者から現実の軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く）を行った場合の引取数量</p> <p>2 特約業者又は元売業者が軽油又は揮発油以外の炭化水素油（燃料炭化水素油）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合の販売数量</p> <p>3 特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合の販売数量</p> <p>4 自動車の保有者が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（道路において運行の用に供するため消費した場合に限る）の消費数量</p> <p>5 特別徴収義務者が特別徴収の義務が消滅したときに軽油を所有している場合の所有数量</p> <p>6 特約業者、元売業者が自ら軽油を消費する場合の消費数量</p> <p>7 特約業者及び元売業者以外の者が軽油を製造して自ら消費又は他の者に譲渡した場合の消費又は譲渡数量</p> <p>8 免税軽油使用者が免税軽油を用途外に消費又は他の者に譲渡した場合の消費又は譲渡数量</p> <p>9 特約業者及び元売業者以外の者が軽油を輸入した場合の輸入数量</p>	<p>1 キロリットルにつき</p> <p>32,100円</p>	<p>1 申告納入</p> <p>毎月分を翌月末日まで</p> <p>〔左記課税標準等の1に該当する場合〕</p> <p>2 申告納付</p> <p>(1) 毎月分を翌月末日まで</p> <p>〔左記課税標準等の2～7に該当する場合〕</p> <p>(2) 当該軽油の消費又は譲渡をした日から30日以内</p> <p>〔左記課税標準等の8に該当する場合〕</p> <p>(3) 当該軽油の輸入の時まで</p> <p>〔左記課税標準等の9に該当する場合〕</p>	

2 平成29年度課税標

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘要
自動車税	自動車 ○賦課期日 4月1日 ただし、4月1日以後に納税義務が発生したものは、その発生した月の翌月から、月割をもって課する。	通常税率 以下表（主な区分）のとおり。 （グリーン化税制対象車の場合） ○軽課対象車 ・・通常税率より約75%又は約50%軽減 ○重課対象車 ・・通常税率より約15%又は約10%重課	普通徴収 5月1日～5月31日 ただし、賦課期日以後に納税義務が発生した場合は知事の定める日。	
自 動 車 の 区 分 (主 な 区 分)				
乗 用 車	総排気量	10以下	295	75
	"	10超 1.50以下	345	85
	"	1.50" 20"	395	95
	"	20" 2.50"	450	138
	"	2.50" 30"	510	157
	"	30" 3.50"	580	179
	"	3.50" 40"	665	205
	"	40" 4.50"	765	236
	"	4.50" 60"	880	272
	"	60"	1,110	407
貨 客 兼 用 車	最大積載量	1t以下	132	102
	"	1t超 1.50以下	143	112
	"	1.50超	160	128
	1t超	10以下	167	127
	2t以下	10超 1.50以下	178	137
"	"	1.50超	195	153
ト ラ ック	最大積載量	1t以下	80	65
	"	1t超 2t以下	115	90
	"	2t" 3t"	160	120
	"	3t" 4t"	205	150
	"	4t" 5t"	255	185
	"	5t" 6t"	300	220
	"	6t" 7t"	350	255
	"	7t" 8t"	405	295
	"	8t" 1t増すごとに右の金額を加算した額	63	47
けん 引 車	けん引車	小型車に属するもの	102	75
	"	普通車 "	206	151
	被けん引車	小型車 "	53	39
	"	普通車に属する最大積載量8t以下	102	75
"	普通車に属する最大積載量8t超 1t増すごとに右の金額を加算した額	51	38	
バ ス	一 般 乗 合 用	乗車定員 30人以下	/	120
		" 30人超40人以下		145
		" 40人" 50人"		175
		" 50人" 60人"		200
		" 60人" 70人"		225
		" 70人" 80人"		255
		" 80人超		290
	そ の 他	" 30人以下	330	265
		" 30人超40人以下	410	320
		" 40人" 50人"	490	380
		" 50人" 60人"	570	440
		" 60人" 70人"	655	505
		" 70人" 80人"	740	570
三 輪	小型自動車		830	640
"	けん引車・被けん引車		60	45
"	"		53	39
固 定 資 産 税	大規模償却資産の価格のうち、市町村の課税限度額を超える部分の価格 (賦課期日) 1月1日	課税標準額の100分の1.4	普通徴収 1期 4月1日～4月30日 2期 7月1日～7月31日 3期 12月1日～12月25日 4期 翌年2月1日～2月末日	

(注) ローターエンジンを搭載する乗用車については、単室容積にローター数を乗じて得た数値に1.5を乗じた数値を総排気量とみなす。

準、税率、納期一覧（続き）

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘要																												
鉦区税	鉦区の面積、砂鉦区の延長又は面積 ○賦課期日 4月1日 ただし、4月1日以後に納税義務が発生したものはその発生した月の翌月から、月割をもって課する。	1 砂鉦を目的としない鉦業権の鉦区（面積100アールごとに年額） 試掘鉦区 200円 採掘鉦区 400円 （石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉦業権の鉦区については上記の3分の2の税率） 2 砂鉦を目的とする鉦業権の鉦区（面積100アールごとに年額） 河床（延長1,000メートルごとに年額） 600円 非河床（面積100アールごとに年額） 200円 100アール未満又は1000メートル未満の端数は100アール又は1000メートルとみなす	普通徴収 5月1日～5月31日 ただし、賦課期日以後に納税義務が発生した場合は知事の定める日																													
狩猟税	狩猟者の登録 ○賦課期日 狩猟者の登録を受けた日	<table border="1" data-bbox="560 936 1369 1637"> <thead> <tr> <th data-bbox="560 936 794 969">区分</th> <th data-bbox="794 936 991 969"></th> <th data-bbox="991 936 1214 969">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="560 969 794 1272" rowspan="3">第1種銃猟免許（第2種以外の銃器）</td> <td data-bbox="794 969 991 1037">①都道府県民税の所得割額を納める人</td> <td data-bbox="991 969 1214 1037">16,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="794 1037 991 1137">②都道府県民税の所得割額を納める必要のない人（③に該当する人を除く。）</td> <td data-bbox="991 1037 1214 1137">11,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="794 1137 991 1272">③①に該当する人の控除対象配偶者又は扶養親族</td> <td data-bbox="991 1137 1214 1272"> <table border="1" data-bbox="1027 1137 1214 1272"> <tr> <td data-bbox="1027 1137 1214 1205">農林水産業に従事する人</td> <td data-bbox="1214 1137 1369 1205">11,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1027 1205 1214 1272">上記に該当しない人</td> <td data-bbox="1214 1205 1369 1272">16,500円</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 1272 794 1574" rowspan="3">網猟免許 わな猟免許</td> <td data-bbox="794 1272 991 1339">④都道府県民税の所得割額を納める人</td> <td data-bbox="991 1272 1214 1339">8,200円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="794 1339 991 1440">⑤都道府県民税の所得割額を納める必要のない人（⑥に該当する人を除く。）</td> <td data-bbox="991 1339 1214 1440">5,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="794 1440 991 1574">⑥④に該当する人の控除対象配偶者又は扶養親族</td> <td data-bbox="991 1440 1214 1574"> <table border="1" data-bbox="1027 1440 1214 1574"> <tr> <td data-bbox="1027 1440 1214 1507">農林水産業に従事する人</td> <td data-bbox="1214 1440 1369 1507">5,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1027 1507 1214 1574">上記に該当しない人</td> <td data-bbox="1214 1507 1369 1574">8,200円</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 1574 794 1637">第2種銃猟免許（空気銃（圧縮ガスを利用するものを含む。））</td> <td data-bbox="794 1574 991 1637"></td> <td data-bbox="991 1574 1214 1637">5,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		税率	第1種銃猟免許（第2種以外の銃器）	①都道府県民税の所得割額を納める人	16,500円	②都道府県民税の所得割額を納める必要のない人（③に該当する人を除く。）	11,000円	③①に該当する人の控除対象配偶者又は扶養親族	<table border="1" data-bbox="1027 1137 1214 1272"> <tr> <td data-bbox="1027 1137 1214 1205">農林水産業に従事する人</td> <td data-bbox="1214 1137 1369 1205">11,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1027 1205 1214 1272">上記に該当しない人</td> <td data-bbox="1214 1205 1369 1272">16,500円</td> </tr> </table>	農林水産業に従事する人	11,000円	上記に該当しない人	16,500円	網猟免許 わな猟免許	④都道府県民税の所得割額を納める人	8,200円	⑤都道府県民税の所得割額を納める必要のない人（⑥に該当する人を除く。）	5,500円	⑥④に該当する人の控除対象配偶者又は扶養親族	<table border="1" data-bbox="1027 1440 1214 1574"> <tr> <td data-bbox="1027 1440 1214 1507">農林水産業に従事する人</td> <td data-bbox="1214 1440 1369 1507">5,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1027 1507 1214 1574">上記に該当しない人</td> <td data-bbox="1214 1507 1369 1574">8,200円</td> </tr> </table>	農林水産業に従事する人	5,500円	上記に該当しない人	8,200円	第2種銃猟免許（空気銃（圧縮ガスを利用するものを含む。））		5,500円	1. 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者…上記税率の4分の1 2. 1の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録を受ける者…上記税率の4分の3 3. 対象鳥獣捕獲員又は認定鳥獣捕獲等事業者の従業者に係る登録を受ける者…課税免除 4. 鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲に従事した者に係る登録を受ける者…通常の税率の2分の1	
区分		税率																														
第1種銃猟免許（第2種以外の銃器）	①都道府県民税の所得割額を納める人	16,500円																														
	②都道府県民税の所得割額を納める必要のない人（③に該当する人を除く。）	11,000円																														
	③①に該当する人の控除対象配偶者又は扶養親族	<table border="1" data-bbox="1027 1137 1214 1272"> <tr> <td data-bbox="1027 1137 1214 1205">農林水産業に従事する人</td> <td data-bbox="1214 1137 1369 1205">11,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1027 1205 1214 1272">上記に該当しない人</td> <td data-bbox="1214 1205 1369 1272">16,500円</td> </tr> </table>	農林水産業に従事する人	11,000円	上記に該当しない人	16,500円																										
農林水産業に従事する人	11,000円																															
上記に該当しない人	16,500円																															
網猟免許 わな猟免許	④都道府県民税の所得割額を納める人	8,200円																														
	⑤都道府県民税の所得割額を納める必要のない人（⑥に該当する人を除く。）	5,500円																														
	⑥④に該当する人の控除対象配偶者又は扶養親族	<table border="1" data-bbox="1027 1440 1214 1574"> <tr> <td data-bbox="1027 1440 1214 1507">農林水産業に従事する人</td> <td data-bbox="1214 1440 1369 1507">5,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1027 1507 1214 1574">上記に該当しない人</td> <td data-bbox="1214 1507 1369 1574">8,200円</td> </tr> </table>	農林水産業に従事する人	5,500円	上記に該当しない人	8,200円																										
農林水産業に従事する人	5,500円																															
上記に該当しない人	8,200円																															
第2種銃猟免許（空気銃（圧縮ガスを利用するものを含む。））		5,500円																														

## 2 平成29年度課税標準、税率、納期一覧（続き）

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘要
乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	○乗車定員が30人以上の自動車を運転する者 ・観光バス 1回につき 3,000円 ・一般乗合用バス 1回につき 2,000円 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車を運転する者 1回につき 1,500円 ○乗車定員が10人以下である自動車等を運転する者 1回につき 300円	申告納入又は申告納付 いずれの場合も毎月分を翌月末日まで	